

# 令和7年度石巻市浄化槽等設置整備事業費 補助金交付制度について



石巻市建設部下水道管理課

## 1 换助事業目的

- ・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽を設置する方に対して、設置に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的としています。

## 2 换助事業期間

- ・令和7年4月4日（金）から令和8年3月10日（火）まで  
(2025年4月4日) (2026年3月10日)

## 3 换助事業対象

- ・汚水処理未普及解消につながるもの（新築、汲み取り便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）について助成の対象とします。併せて、災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は改築を対象とします。

### （1）対象者について

申請する住宅に居住する方。

### （2）補助対象建物について

- ①専用住宅であること。
- ②店舗等併用住宅の場合は、総床面積の1／2以上が居住用途であること。
- ③販売・賃借等営利を目的とした建物（建売住宅、借家等）ではないこと。
- ④賃借料が発生しない営利目的以外の建物で、所有者の承諾が得られること。

### （3）対象となる浄化槽について

- ①浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けた浄化槽。
- ②浄化槽法に規定する構造指針に適合する浄化槽。
- ③生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBOD 20mg／リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助要綱に適合する浄化槽。
- ④処理対象人員が10人以下の浄化槽。

### （4）浄化槽補助区域（次に掲げる区域以外が補助対象区域）

- ①下水道法による事業計画の認可を受けた予定処理区域。（下水道事業認可区域）
- ②農業・漁業集落排水事業が実施されている区域。（宅地内に取付管がある場合）

### （5）浄化槽施工業者

浄化槽設備士を有し、宮城県知事の登録を受けた浄化槽工事事業者であること。

#### (6) その他（注意事項等）

- ①建築確認を伴う場合は、建築確認申請者と浄化槽補助申請者は同一人物であること。
- ②市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料）を滞納している方は、補助金の申請および請求はできません。
- ③補助事業期間内に実績報告書を提出すること。提出することができない場合は、補助対象外となり補助金が交付されません。
- ④申請前の工事着手や工事完了後の補助申請は補助対象外になります。  
(工事着手は、申請後に石巻市から送付される交付決定通知が届いてからになります。)

### 4 申請受付について

#### (1) 申請受付場所

- ①市役所 5階、下水道管理課で受付を行います。各総合支所では受付しておりません。
- ②記載内容を説明できる方が持参の上、申請書を提出してください。
- ③郵送等による申請はできません。

#### (2) 注意事項

- ①令和 7 年 4 月 4 日以降に設置する浄化槽で先着順に受付を行います。
- ②令和 8 年 1 月以降に設置する浄化槽については、令和 7 年 12 月までに事前協議が必要になりますのでご注意ください。（事前に協議がない申請につきましては、受付できない場合があります。）
- ③令和 7 年度の補助予定基数に達した場合
  - ・補助対象の条件を満たしていても、申請を受付することはできません。

#### (3) 補助金額は、浄化槽の人槽により次のとおりです。

人槽区分	補 助 金 額
5 人槽	332, 000 円
7 人槽	414, 000 円
10 人槽	548, 000 円

※補助金の交付は設置確認後になります。

### 5 申請書類について

#### (1) 提出書類（不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。）

##### ①補助金交付申請書【様式第1号】

- ・工期は余裕を持って設定し、記入してください。工事完了予定年月日が延びた場合は、速やかに変更承認申請書及び変更契約書の写しを提出していただきます。
- ・工期最終日は令和 8 年 3 月 10 日（火）までです。  
※実績報告書提出期限と同日なので注意してください。

②設置場所の案内図

- ・現況と同じ地図を提出してください。

※設置場所の判断がつく地図

③所有者の承諾書

- ・住宅・土地を借りている場合のみ提出してください。

④工事請負契約書の写し

- ・印鑑・印紙割印を押印済みのものを提出してください。
- ・工期は申請書と同一にしてください。

⑤見積書の写し

- ・施行業者の記名・押印があるので、浄化槽設置工事、浄化槽本体費用、放流管渠費用、流入管渠費用、ポンプ設備、消費税額を区別できるものを提出してください。

⑥住民票の写し（原本を提出、コピー不可）

- ・申請者本人の住民票の写し（世帯の一部、全部省略）を添付してください。

⑦市税に滞納がないことの証明書（原本を提出、コピー不可）

- ・本庁市民税課、各総合支所、各支所で発行しております。
- ・市外から転入する場合は、転入前の住所地の納税証明書等を提出してください。  
(市県民税等が非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。)
- ・固定資産税に賦課がない場合は、添付不要です。

⑧建築確認済証及び浄化槽設置届の写し、又は審査機関を経由した浄化槽設置届の写し

- ・いずれも受理済のもので、日付等が記載されているものを添付してください。

⑨配管図及び浄化槽配置図

- ・全体の間取りのある平面図に配管を朱書きしてください。敷地内に住居以外の建物がある場合は、浄化槽配置図に記入してください。

⑩浄化槽構造図

- ・設置する浄化槽のものを添付してください。

※国庫補助指針に適合している浄化槽は、添付を省略できます。

⑪国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票【C票】）

- ・使用予定人員については、使用開始予定日の人員を記入してください。

⑫小型合併処理浄化槽の機能保証制度に基づき保証登録されていることを示す書類

- ・有効期間に注意してください。
- ・使用開始予定日は、申請書及び工事請負契約書の日付と一致させてください。

⑬工事施行に当たる者の小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会終了証書の写し又は浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前に浄化槽設備士免状取得者は講習会終了証書）

⑭設置する建物が別宅等の第一居住用以外の場合は、販売・賃貸等の営利目的でない旨の確約書

## (2) 注意事項

- ①建築確認申請を複数の名義で行った場合でも補助申請者は1名での申請になります。
- ②処理対象人員の算定上の注意
  - ・浄化槽処理対象人員の算定に当たっては、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」によりますが、同算定基準の2に定めるただし書に基づき、住宅の延べ面積のみで決定せず、実情にあった算定を行ってください。
- ③市税に滞納がないことの証明書及び納税証明書について
  - ・申請時において納期が到来している分まで納入済みであり、かつ前年度以前において未納がないことを確認します。
  - ・申請直前に証明書を取ってください。（発行から1か月以内のものに限ります。）
  - ・納税証明書等の年度については下記のとおりとなります。

申請日	4月4日～6月30日までの申請	7月～翌年3月までの申請
納税証明書	前年度分（令和5年度）	当該年度分（令和6年度）

## 6 净化槽設置工事について

### (1) 工事について

申請後、書類内容に不備がない場合は、市から「補助金交付決定通知」を申請者あて送付しますので、その後に工事を行ってください。

### (2) 注意事項

工事は、申請した浄化槽設備士の指揮・監督の下に行ってください。

- ・浄化槽設備士の立ち会いがない場合は、法律違反になりますので、十分注意してください。
- ・補助金の交付が決定する前に浄化槽設置工事を行うと補助金の交付を受けられません。  
(住宅の工事に着工していても問題はありません。)

## 7 事業費実績報告書について

### (1) 提出期限

実績報告書は、事業完了の日から1か月以内又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日まで添付書類を添えて提出してください。

### (2) 事業費実績報告書添付書類

下記の書類を揃えて市役所5階、下水道管理課へ提出してください。

- ・記載内容を説明できる方が持参の上、実績報告書を提出してください。
- ・郵送等による実績報告書の提出はできません。

### ①事業費実績報告書【様式第6号】

- ②浄化槽保守点検契約書の写し（押印済のもの）
- ③浄化槽使用開始報告書の写し（受理済のもの）
- ④浄化槽法定検査依頼書の写し（受理済のもの）
- ⑤施工状況確認表【チェックシート】
  - ・浄化槽設備士が責任を持って施工状況を確認し記入してください。
- ⑥竣工図
  - ・建物全体の間取りがある平面図に配管を朱書きしたものを提出してください。  
(2階部分に排水設備がなくとも提出してください。)
- ⑦施工中の写真
  - ・施工日が分かるように日付を入れてください。
  - ・作業工程が分かるように撮影してください。
  - ・スケール等の表示が分かるように撮影してください。
- ⑧転居後の住民票の写し（住所変更がある場合のみ）
  - ・申請者のみ（単身赴任等の場合は、生計同一の方1名分を追加）提出してください。  
発行日は実績報告書提出日までになります。
- ⑨補助金交付請求書
  - ・交付請求書（様式第8号）と通帳の写し（表紙の次ページ）を提出してください。

### （3）添付写真について

- ・実績報告に添付する写真は、別紙のとおり撮影してください。ネガの紛失等により添付できない場合は、補助対象から外れる場合がありますので、保管・管理には十分に注意してください。
- ・工事黒板には撮影した日付を入れてください。
- ・着工前写真は、申請書に記載の浄化槽設備士が標識を掲げて撮影してください。  
(標識には、浄化槽設備士の氏名及び番号を記載してください。)
- ・工事黒板には施工状況や上部スラブ等の寸法を記載してください。
- ・浄化槽上部スラブの配筋の状態が分かるものを添付してください。  
(スケールと共に写し、ピッチなど標識に値を記載してください。)
- ・浄化槽上部スラブの出来形が確認できる写真を添付してください。  
(スケールと共に写し、工事黒板に値を記載してください。)
- ・浄化槽嵩上げ写真とバルブからの高さの写真は、別に撮影してください。
- ・プロワの基礎は独立した基礎とし、G.Lから10cm以上高く設置して固定してください。  
高さが確認出来る写真を添付してください。
- ・放流先の写真は、浄化槽からの放流口が判るものを添付してください。

## 8 設置確認について

- ① 実績報告書が提出された後、設置確認を行います。
- ② 設置確認は、申請された浄化槽設備士等立会のもとに行います。

- ・確認日については、数日前に施工された浄化槽事業者へ下水道管理課より連絡します。申請者が不在の場合は、申請者の了承を得たときのみ確認を行います。
- ・提出された実績報告書のとおりに施工されているかを確認します。

## 9 据付金交付請求書について

- ・設置確認で不備が認められない場合は、市から補助金確定通知書を申請者にお送りしますので、次の書類を提出してください。

### ① 補助金交付請求書【様式第8号】

- ・請求年月日及び確定通知年月日・番号部分については、記入しないでください。

### ②振込口座の通帳の写し（表紙の次ページ）

- ・銀行名・支店名・氏名・口座番号が確認できるものを提出してください。

## 10 その他

- ・申請に当たっては工事計画を把握し、申請書類についても確認をして提出してください。
- ・申請内容、工事内容等が補助要綱、関連法令等で定めている事項に違反しているか虚偽の申請、報告等を行っている物件は補助適用から外れますので十分に留意してください。
- ・浄化槽設置後、外構工事に合わせて上部スラブ高を変更する際は、申請者及び施工業者で十分な打合せを行い、嵩上げが基準値（30cm）を超えないようにしてください。
- ・新築の場合、申請者及び施行業者は、ハウスメーカー等と十分な打合せをし、申請した完了予定日までに完了してください。
- ・提出書類は期日を厳守してください。

（当該事業の問い合わせ先）

建設部 下水道管理課 水洗化収納係

電話 0225-95-1111 内線5688

FAX 0225-95-3175